佐賀県告示第 200 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 25 年 5 月 17 日から平成 25 年 6 月 17 日まで佐賀県交通政策部道路課及び鹿島土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 5 月 17 日

佐賀県知事 古 川 康

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 岩屋川内嬉 野温泉停車 場線	嬉野市嬉野町大字吉田字草木原丙 601 番 14 地先から 嬉野市嬉野町大字吉田字草木原丙 649 番 2 地先まで	平成 25 . 5 . 17
	嬉野市嬉野町大字吉田字川頭丙 671 番4 地先から 嬉野市嬉野町大字吉田字平林丙 743 番5 地先まで	11